

富士見市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

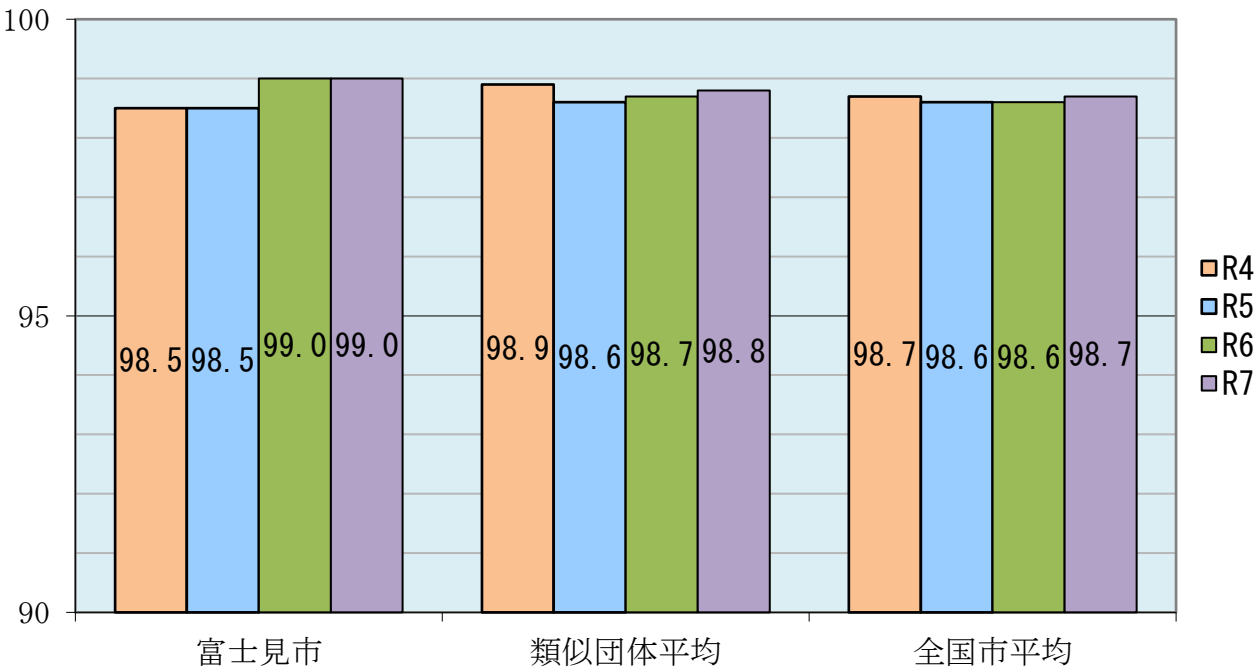
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 113,404	千円 42,521,351	千円 975,681	千円 6,106,946	% 14.4	% 14.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和6年度	人 559	千円 2,118,970	千円 575,870	千円 925,356	千円 3,650,196	6,530	6,570

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況 ※富士見市は人事委員会を設置していないため、記載なし。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与勧告率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の 支給割合A	公務員の 支給月数B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)令和7年4月1日
(内容)3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なりを解消等を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準9%に対し、富士見市においても9%を支給。			
(参考)			
	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	10%	9%	8%
富士見市の支給割合	10%	9%	9%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見市	40.6 歳	319,500 円	415,011 円	377,176 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
富士見市	57.9 歳	10 人	343,500 円	397,130 円	388,030 円
うち学校給食員	—	—	—	—	—
埼玉県	54.2 歳	131 人	316,323 円	370,015 円	351,420 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
富士見市	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	46.0 歳	287,600 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
富士見市	—	—	—
うち学校給食員	—	3,806,900 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		富士見市	埼玉県	国
一般行政職	大 学 卒	227,800 円	228,735 円	220,000 円
	高 校 卒	199,400 円	197,203 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	201,766 円	— 円
	中 学 卒	— 円	188,281 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和7年4月1日現在)

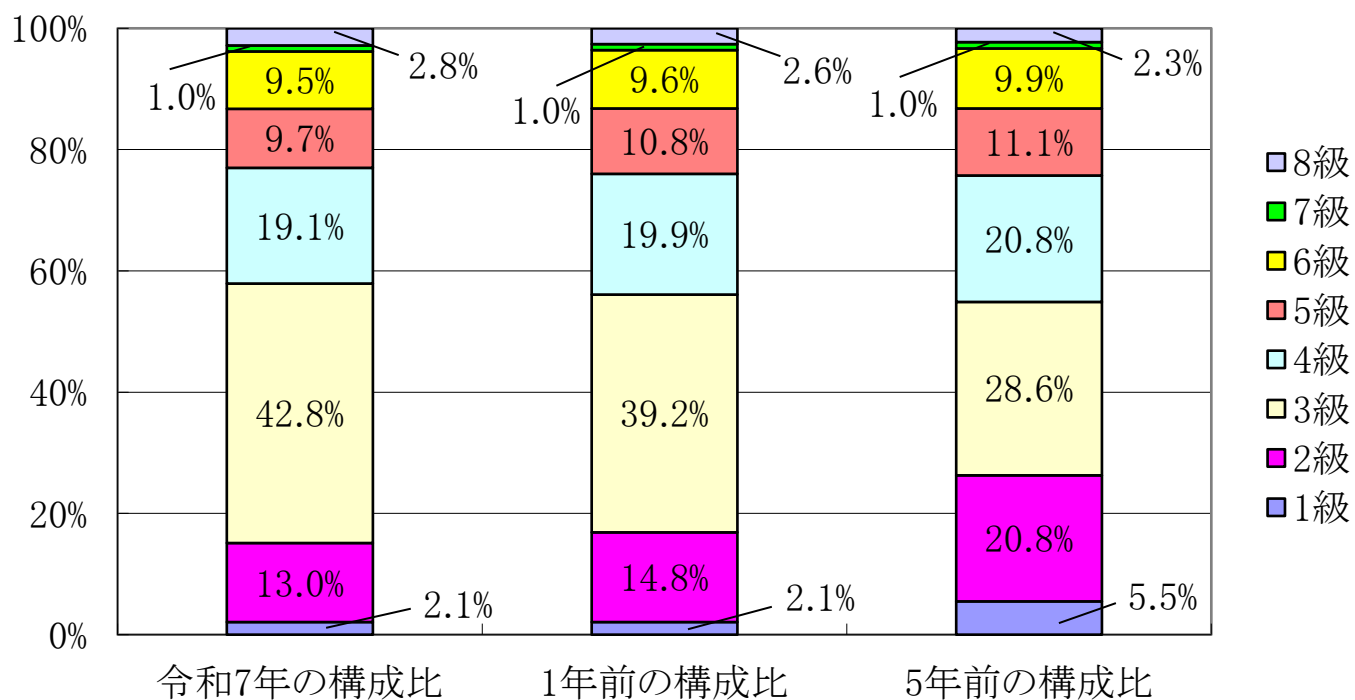
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	281,586 円	337,600 円	389,038 円	401,533 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

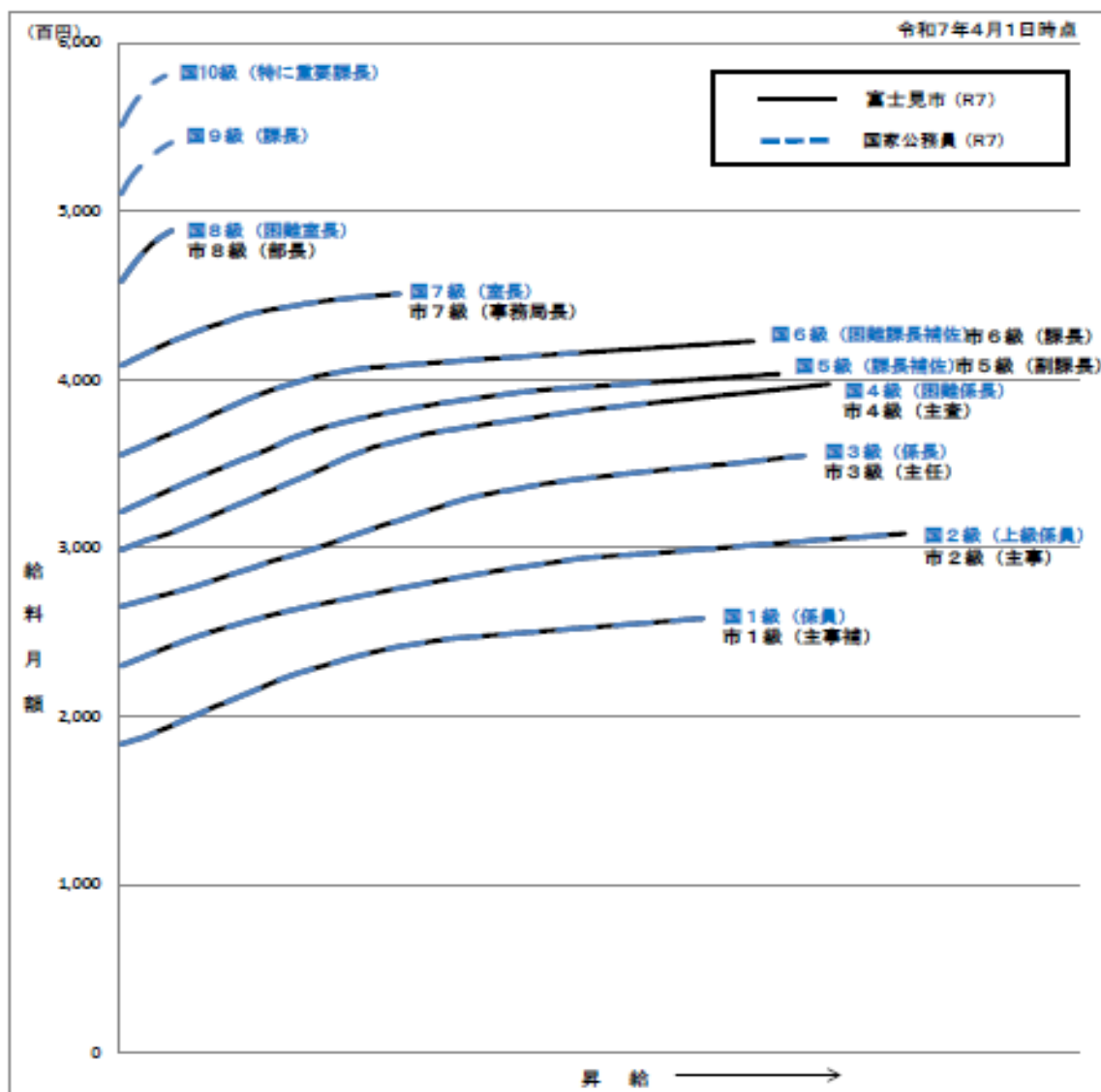
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長相当の職務	12 人	2.8 %	471,900 円	501,500 円
7 級	副部長相当の職務	4 人	1.0 %	420,700 円	463,000 円
6 級	課長相当の職務	40 人	9.5 %	366,800 円	434,000 円
5 級	副課長の職務	41 人	9.7 %	332,600 円	414,000 円
4 級	主査相当の職務	81 人	19.1 %	309,800 円	407,700 円
3 級	主任の職務	181 人	42.8 %	276,300 円	364,200 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	55 人	13.0 %	242,000 円	316,800 円
1 級	定形的の業務を行う職務	9 人	2.1 %	195,800 円	268,300 円

(注) 1 富士見市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(富士見市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				○
	標準の区分のみ(一律)		○		
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士見市		埼玉県		国	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)		—	
1,598 千円		1,708 千円			
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(富士見市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

富士見市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率		83.7/100	調整率		83.7/100
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
自己都合		応募認定・定年	—		
1人当たり 平均支給額	8,219 千円	21,995 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		229,436 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		392,199 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	9 %	592 人	9 %
支給割合が国の制度により支給割合を上回る場合は、その理由			

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		4,251 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		37,286 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		19.3 %		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収税課	市税及び国民健康保険税の徴収及び滞納処分に関する業務	0千円	戸別訪問(徴収) 日額350円 戸別訪問(差押) 日額600円
防疫業務手当	健康増進センター	感染症等防疫業務	0千円	日額500円
行旅死病人取扱業務手当	福祉政策課	行旅死病人等の収容・保護業務	0千円	1件収容 5,000円 保護 1,000円
特殊車両操作業務手当	都市計画課、道路治水課	特殊車両の操作・運転業務	33千円	マイクロバスの運転 日額350円 大型バスの運転 日額400円 グレーダー、ショベルローダー及び高圧洗滌車の運転 日額600円
社会福祉業務手当	福祉政策課、高齢者福祉課、障がい福祉課	社会福祉に関する業務	1,638千円	現業 月額4,500円 作業所 月額3,000円
保育業務手当	保育所、みずほ学園	保育業務	1,710千円	保育所 月額2,000円 みずほ学園、特別支援学校 月額2,500円 児童館 月額1,000円
ボイラー運転業務手当	学校給食センター	ボイラー運転業務	0千円	日額200円
土木作業手当	都市計画課、道路治水課	道路の補修、植栽の剪定その他の土木作業	336千円	日額240円(土木作業用自動車の運転業務に従事した場合は日額290円)
現場業務手当	建設部等に勤務する技能労務職員以外の職員	建築行為等に係る検査業務	0 千円	日額200円
災害出動手当	全職員	災害発生時等に出動した場合	534千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	164,497 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	443 千円
支給実績(令和5年度決算)	148,134 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	414 千円

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在) ※富士見市は寒冷地手当を支給していないため、記載なし。

支 給 実 績 (6年度決算)		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
		円
		円
		円
		円
		円
		円
国と異なる制度がある場合はその内容と、 国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	①配偶者 3,000円 (8級の職員は廃止) ②父母等 6,500円 ③子 11,500円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がある場合は、その数に5,000円を乗じた額を加算。	同じ	—	49,395 千円	215,697 円
住居手当	借家居住者 家賃額に応じた額(最高支給限度額 28,000円)	同じ	—	46,072 千円	303,104 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額 ②交通用具使用者 通勤距離に応じた額 片道2～4km2,500円 4km以上は距離に応じ支給	異なる	・通勤距離 区分を細分化	29,675 千円	62,342 円
管理職手当	部長 80,000円 70,000円 部長相当職 60,000円 55,000円 副部長級 40,000円 課長級	異なる	・支給区分 及び支給 額が異なる	73,185 千円	554,432 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135%	同じ	—	(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む)

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長	911,000 円	(円)	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(		1,061,000 円／	686,000 円
	副 市 長	776,000 円		891,000 円／	680,000 円
		(	(円)		
報 酬	議 長	450,000 円	(円)	760,000 円／	450,000 円
		(			
	副 議 長	400,000 円		670,000 円／	400,000 円
		(			
	議 員	379,000 円		620,000 円／	377,000 円
		(	(円)		
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)			
	副 市 長	4.00 月分			
	議 長	(令和6年度支給割合)			
	副 議 長	4.15 月分			
	議 員				
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	市 長	給料月額×在職月数×0.35×1.15	17,600,520 円	任期毎	
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.21×1.15	8,995,392 円	任期毎	
	備 考	※支給額については埼玉県市町村総合事務組合退職手当支給条例による			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

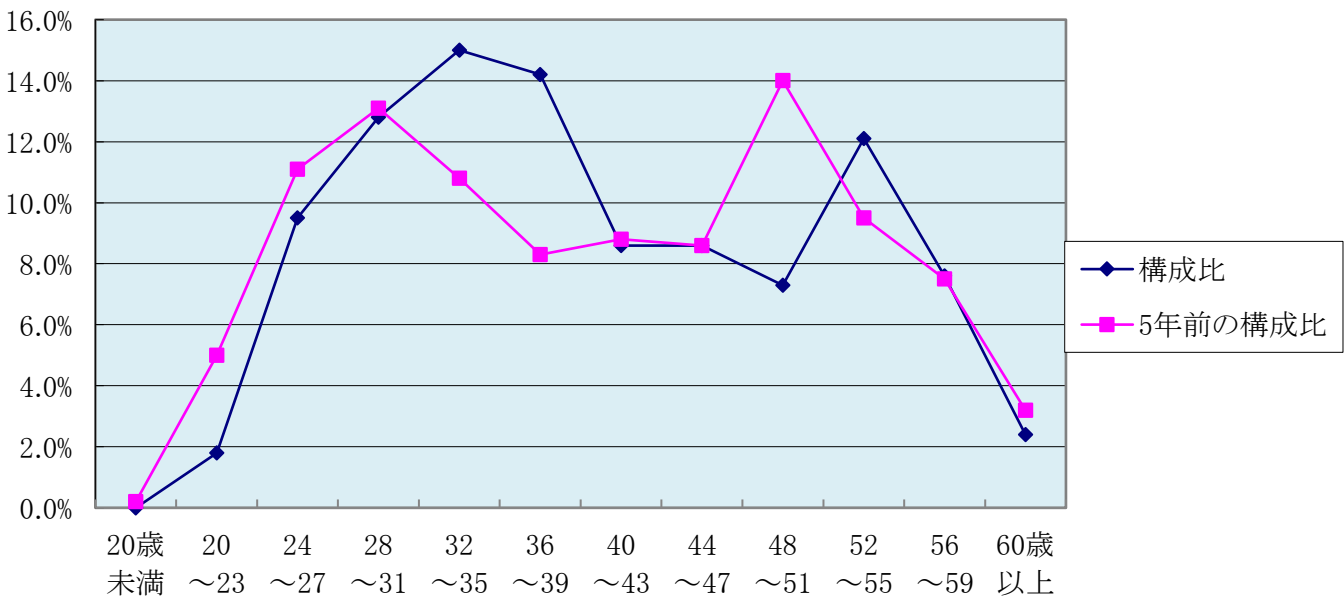
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	
		総務	168	168	0	
		税務	40	41	1	休業者の補充に伴う増
		民生	182	189	7	再任用短時間勤務職員の退職に伴う職員補充
		衛生	24	27	3	育児休業者の補充による増等
		労働	1	1	0	
		農林水産	8	8	0	
		商工	5	5	0	
		土木	61	57	▲ 4	再任用短時間勤務職員の配置による減等
		小計	495	502	7	<参考>人口1万人当たり職員数 44.25人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.95人)
	教育部門		64	64	0	
	小計		559	566	7	<参考>人口1万人当たり職員数 49.89人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 63.32人)
公営企業等	会計部門	水道	13	13	0	
		下水道	13	13	0	
		その他	26	26	0	
		小計	52	52	0	
合計			611	618	7	<参考>人口1万人当たり職員数 60.67人
			[717]	[656]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	59人	79人	93人	88人	53人	53人	45人	75人	47人	15人	618人

(3) 職員数の推移

年 度 部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	469 人	482 人	489 人	495 人	495 人	502 人	33 人	7.0 %
教育	72 人	71 人	63 人	64 人	64 人	64 人	▲ 8 人	▲ 11.1 %
普通会計計	541 人	553 人	552 人	559 人	559 人	566 人	25 人	4.6 %
公営企業等会計計	48 人	49 人	50 人	52 人	52 人	52 人	4 人	8.3 %
総合計	589 人	602 人	602 人	611 人	611 人	618 人	29 人	4.9 %

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 2,198,114	千円 242,257	千円 59,583	% 2.7	% 3.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費20,692千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A	(参考)団体平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 13	千円 47,541	千円 11,129	千円 21,605	千円 80,275	千円 6,175	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
富士見市水道事業	44.0 歳	348,323 円	514,584 円
団 体 平 均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事 業 者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士見市水道事業		富士見市	
1人当たり平均支給額(令和6年度)		1人当たり平均支給額(令和6年度)	
1,662 千円		1,598 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(1.40)月分	(1.00)月分	(1.40)月分	(1.00)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

富士見市水道事業				富士見市			
(支給率)	自己都合		勸奨・定年	(支給率)	自己都合		勸奨・定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709 月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)			
1人当たり平均支給額	—	千円	20,497 千円	1人当たり平均支給額	8,219	千円	21,995 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度の退職者が1名だったため平成26年度から令和5年度までに支給された5名の平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		5,110 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		393,097 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
市内全域	9 %	13 人	9 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0 %		
手当の種類(手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	給水担当	高置式・地下式受水槽 検査業務	0千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	1,991 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	199 千円
支給実績(令和5年度決算)	972 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	122 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②父母等 6,500円 (①②とも、8級の職員は 3,500円) ③子 10,000円 ※満16歳の年度初めから 満22歳の年度末までの子 がある場合は、その数に 5,000円を乗じた額を加算。	同じ	—	1,508 千円	215,472 円
住居手当	借家居住者 家賃額に応じた額(最高 支給限度額 28,000円)	同じ	—	298 千円	297,652 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃 相当額 ②交通用具使用者 通勤 距離に応じた額(上限 31,600円※60km以上)	異なる	・通勤距離 区分を細分 化	547 千円	68,436 円
管理職手当	部長 80,000円 部長相当職 70,000円 副部長級 60,000円 課長級 55,000円 副課長級 40,000円	異なる	・支給区分 及び支給 額が異なる	1,620 千円	540,000 円
休日勤務手当	1時間当たりの単価×135%	同じ	—	(時間外手当に含む)	(時間外手当に含む)